

北陸農政局事前評価技術検討会（第2回） 議事概要

1 日 時：令和7年7月9日（水）9:30～12:00

2 場 所：北陸農政局 共用大会議室

3 対象地区：阿賀野川用水地区

4 委 員：上澤 聖子 一般社団法人 朝日町観光協会 (WEB)
瀧本 裕士 石川県立大学 (WEB)
根岸 睦人 新潟大学 (WEB)
浜野 剛 富山新聞社 (WEB)
松本 恵子 甲武信ユネスコエコパーク推進協議会 (※)
(五十音順)

※当日欠席のため、会議後に議事録等を送付した上で意見聴取を実施。

5 議 事：

北陸農政局事前評価技術検討会（第2回）を開催し、令和8年度事業着手予定地区である土地改良施設突発事故復旧・防止事業（直轄）のうち土地改良施設事故防止事業「阿賀野川用水」地区について、第1回技術検討会における指摘への回答及び補足説明を行った。また、技術検討会としての意見について、取りまとめを行った。

質疑応答の概要は以下のとおり。

（委 員） 阿賀野川左岸地区（資料2）と阿賀野川用水地区（資料3）の総費用の総括表において、同じ項目のものでも資産価額に若干の違いがある。これは各事業における工事の開始時期が若干ずれることを想定して、資産価額もずれて評価されているということか。

（農政局） 阿賀野川左岸地区と阿賀野川用水地区の着工時点の資産価額が違うのは、計画書の作成時期の違いによるもの。阿賀野川左岸地区は昨年度に効果算定を了していることから、算定単価の年度は令和5年度となっている。一方で、今回の事故防止事業は法改正後に緊急的に整理している部分もあり、令和6年度の単価を設定している。支出済費用の算出については換算係数を用いるが、計画策定時期の単価年度が1年ずれていることからこの違いが生じている。

（委 員） そうすると、この二つの資料、阿賀野川左岸地区と阿賀野川用水地区の再整備の工事は、着工のタイミングにズレはないような想定でいるという理解でよろしいか。

（農政局） そのとおりである。着工時点の資産価額は、どちらも令和8年時点に残っている施設の価値を評価しているものであるが、先ほど申したとおり、単価年度が1年ずれていることにより、支出済換算の関係で評価の額が若干違っている。

(委 員) 前回の技術検討会の質問と回答の一覧表にも記載あるが、事故防止事業は従来の事業とプロセスにおいてどう違うのかということで、行政発意であることや農家負担がないことなど、これまでの事業と異なるところがあるという説明を頂いた。この事故防止事業は、既設の阿賀野川頭首工に事故が起きるリスクがあるため、更新を提案するものであると思われる。

既設の頭首工に関しては、事業実施の際に地元の農家負担を求めながら行われていたものであると認識している。一方で、今回の事故防止事業の頭首工の新設に関しては、農家負担を求めないものとなっている。このアンバランスさというか、既設の頭首工を造り替える際に、農家負担の在り方が変わるのであれば、そこはどのような理由なのか説明していただきたい。

(農政局) 既設の頭首工を築造した前歴の阿賀野川用水事業土地改良事業では、2つの頭首工のほか、用水路や揚水機場を整備しており、ご指摘のとおり、農家負担があった。

当時、地域の営農者に裨益するかんがい用水の確保を目的として、地元農家からの申請と同意の下、農家負担のある事業申請があり、土地改良法に基づいて国がその事業を採択して、国、県、市町、そして農家の皆様の応分の費用負担の下、事業を進めたもの。

一方で、今回の事故防止事業は、急施の防災事業という枠組の中で、老朽化等に起因する重大な事故の兆候が認められた場合に、事故の未然防止を図るために国が農業者の費用負担や同意を求めずに迅速な対応をするもの。今回の事業において改修対象となっている阿賀野川頭首工は、元々は農業用水のために造成した施設だが、現在は工業用水や上水道にも供用されており、農業以外の観点からも、この地域にとってなくてはならないものとなっている。事故が発生した場合には、地域へより一層大きな被害を与える可能性がある。今回、事故の未然防止という観点で、国発意で実施する事業として、本事業はこの負担割合となっている。

(委 員) 新設する頭首工は地元負担も求めず、将来的な修繕、整備に関しても地元負担を想定していない施設ということになるのか。

(農政局) この事故防止事業は、あくまでも既設頭首工が老朽化によって崩壊したときの社会的なリスクを防ぐためというところが目的。このため、新設する頭首工の維持管理については、今後も、県や共同事業者がお金を払って管理することとしている。つまり、本事業では施設の造成は国で行うが、管理するのは県や農家の皆様のまま。今回、壊れそうなものがあるから事故の未然防止のために更新するといった形であり、施設の供用や管理は同じやり方で進めるということで合意は得ている。

(委 員) その後の修繕や管理は地元の方にも負担をお願いしながら協力してやっていただくという、従来の頭首工と同じ運用になるということか。

(農政局) そのとおりである。

(委 員) 農家、受益地区への利益を前提にしながら事業をするという従来の枠組みと今回の事故防止事業とは少し違うような気がする。ここからは私の勝手なイメージであるが、そのような安全管理や事故防止など、人や財産の生命を守るという目的を前面に押し出すとすると、費用便益というか、事前評価の在り方というの、例えば年生産効果みたいなものというよりも、もっと公益的な観点での便益の評価というものを重視した評価の在り方というようにした方が説明しやすいとか、納得しやすいところがあるのかなと思った。

今回の事業評価の仕方だと、やはり農家の利益がでてくるので、その説明であれば、やはり農家の人に負担してもらいながら、彼らにも利益があって一定の負担を求める必要が出てくるようにも感じたところ。ただし、今ほど御説明いただいたことについては承知した。

(委 員) 51 ページの地元合意であるが、令和 7 年 8 月 4 日のまだ行われていない推進協議会で合意を得たと書いてあるが、その前のページの費用負担に係る調整では、7 月中の協議書締結を予定しているとなっている。同じものを指すのであれば、「協議書を締結した」としておけばいいのではないか。

これは感想ではあるが、前回の技術検討会からの修正事項が多いように感じた。新しい事業ということもあって修正することが多いのであろうが、修正内容が多いのであれば、今後はもう少し時期をずらしてもよいのではないか。

(農政局) 訂正箇所量については申し訳ない。頂いたご意見も踏まえて、書きぶりについては公表時点の時制となるよう表記を修正させていただく。

(農政局) 事務局ですが、今ほどの委員から御指摘について、事前評価については 8 月末に全国的に一斉に公表するというスケジュールの中で動いているところ。その中で、この地区については河川協議等、調整の難しいところもあり修正が増えてしまったところ。御指摘の点についてはお詫び申し上げたい。

(委 員) 了解した。

(委 員) 資料 3 の通しページ番号 14 ページで、総費用の総括表のところ。一番上の阿賀野川頭首工のところで、これは着工時点の資産価額が見込まれているが、この事業は新たに頭首工を新設する工事だったように思うが、資産価額をあらかじめ着工時点のものを見込むことについて、これでいいのか確認したい。

(農政局) 今回、阿賀野川用水地区では、阿賀野川頭首工を移設して下流に新たに造る計画であるが、記載している着工時点の資産価額というのは、既存の阿賀野川頭首工の現在の価値の評価として記載しているところ。

(委 員) そうすると、この事業の費用を考える際に、こうしたものを総費用として見込んでもいいものなのか。私は全く新たなものを造り変えるということであり、最初の資産価値のようなものを見込む必要があるのかなと思ったところ。

(農政局) 今回、事業の効果としては既存の頭首工の用水供給で維持されている部分を見込んでおり、資産価額として記載しているが、コストとして現在の施設の資産価額を計上している。

(委 員) 了解した。

6 技術検討会の意見

本地区では、水稻を中心に、水田の畑利用による大豆や露地野菜（さといも、えだまめ等）を組み合わせた農業経営が展開されており、更なる園芸作物の生産拡大、海外輸出・6次産業化等による産地収益力向上に取り組んでいるところである。

本地区の基幹的な農業水利施設である阿賀野川頭首工は、国営阿賀野川用水土地改良事業（昭和 36 年度～昭和 58 年度）で造成されたが、経年的な劣化による施設の脆弱化のため、3 号洪水吐下流側エプロンの漏水（対策工により漏水は停止）、護床工部の河床洗堀、堰柱コンクリートのアルカリ骨材反応等による内部ひび割れ、下流エプロンの摩耗の進行等、事故の兆候が認められることから、突発的な事故が発生するおそれがある。

阿賀野川頭首工は、基幹的な農業水利施設であるとともに、地区内のライフライン（工業用水及び水道用水）にも利用される重要性の極めて高い施設であることから、事故が発生し施設が損壊した場合には、地域に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

このため、本事業は阿賀野川頭首工の老朽化対策のための整備を行い、施設の損壊による事故の未然防止を図り、農業被害を始めとする地域への被害を未然に防止し、もって農業生産性の維持及び農業経営の安定に資するものであり、その必要性・緊急性は明らかである。

また、事業の実施に当たっては、施設の耐震性、劣化状況や地質等の現場条件について十分な調査を踏まえ、経済性や施工性を勘案して適切な工法が選択されている。

事業の実施に際しては、新設頭首工の供用開始まで相当期間が見込まれ、その間の既設頭首工の安定的な供用が必須であることから、適切な工程計画を策定した上で円滑に工事を進められたい。また、計画時点で想定している対策にとどまらず、事業開始後も継続的にコスト縮減に努めるとともに、河川内の生態系保全に努められたい。

以上